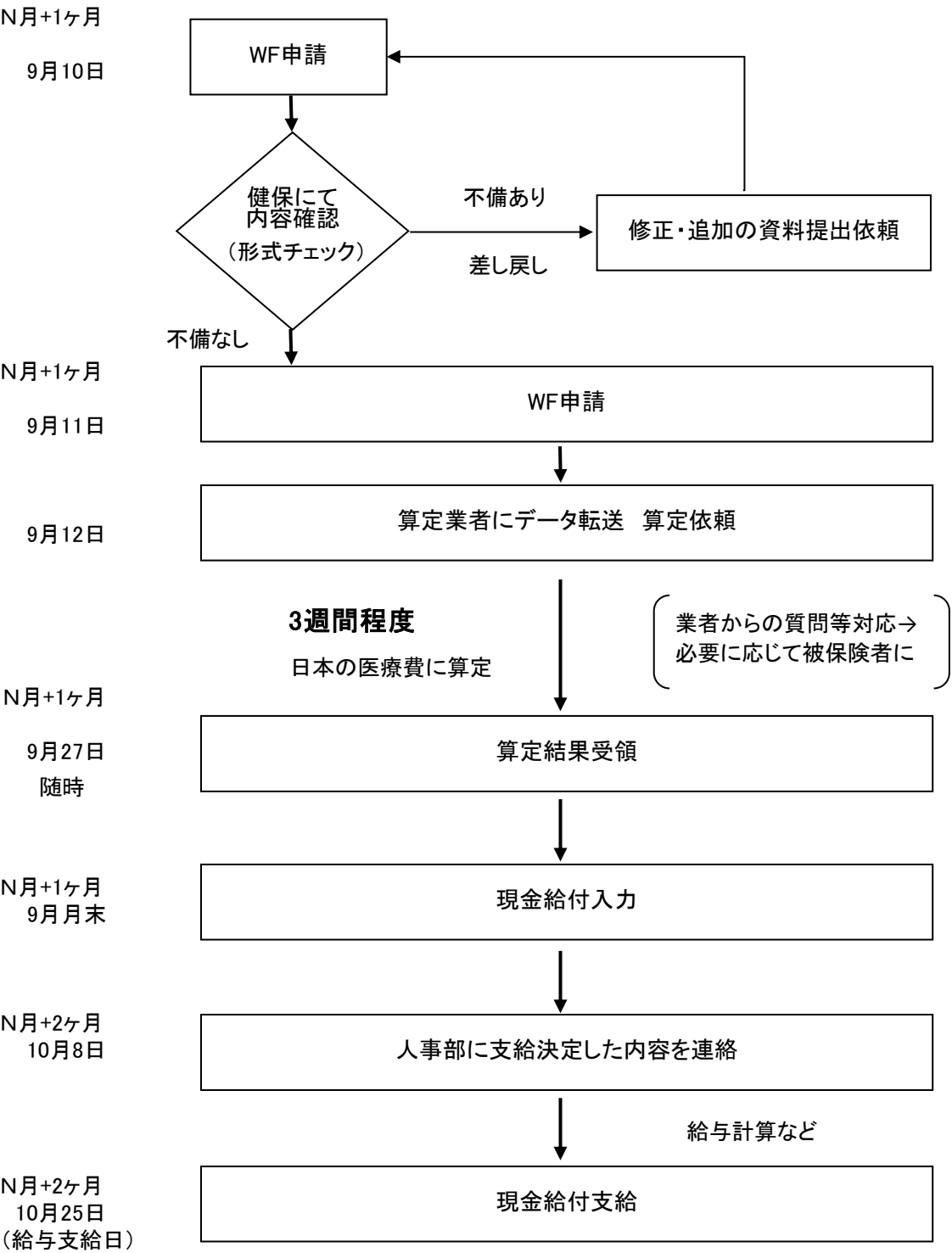


海外療養費 申請から支給までの流れ

【例】8月（N月）受診分を申請する場合



診療月当月分の申請は次月の算定依頼となります。（診療月1ヶ月分をまとめてから算定となるため）

支給額は国内でその傷病にかかったときの健康保険で定めている基準によって計算された額になります。（実際に支払った費用と支給額の差額は現地事業所から支給されます。）

